

日本における古代山城の変遷——とくに鞠智城を中心として—

古内 紵里子

はじめに

古代山城は、白村江の敗戦後、対外防衛のために西日本各地に造られた軍事施設である。

その研究は膨大にあるが、七世紀の山城に関するもの、特に造営目的や築城技術などについて言及したものが多い。また、個々の山城の研究が進む一方で、古代山城の包括的な研究はあまり進捗していない。そのため、郡家が郡庁・正倉・厨家・館で構成されていたように、古代山城の城内にどのような共通の基本施設があつたのか、すなわち古代山城の具体的な構造すら今日においても解明されていない。

また、古代山城の中には九世紀以降、すなわち平安時代まで存続しているものもある。その一つである鞠智城は、文献史料で文武二年（六九八）から元慶三年（八七九）まで存続していたことが確認できる。さらに、発掘調査では天智朝後半に築城され、十世紀以降に廃絶したと考えられ、約二百五十年間も存続した古代山城であった。しかし、七世紀以降の古代山城の役割と変遷については、今日に至るまでほとんど言及されていない。

そこで本稿では、現時点での史・資料に基づいて、これまで明らかにされなかつた七世紀以降の古代山城の実態を検討し、とくに鞠智城を中心に八世紀から九世紀以降の古代山城の役割と変遷の研究

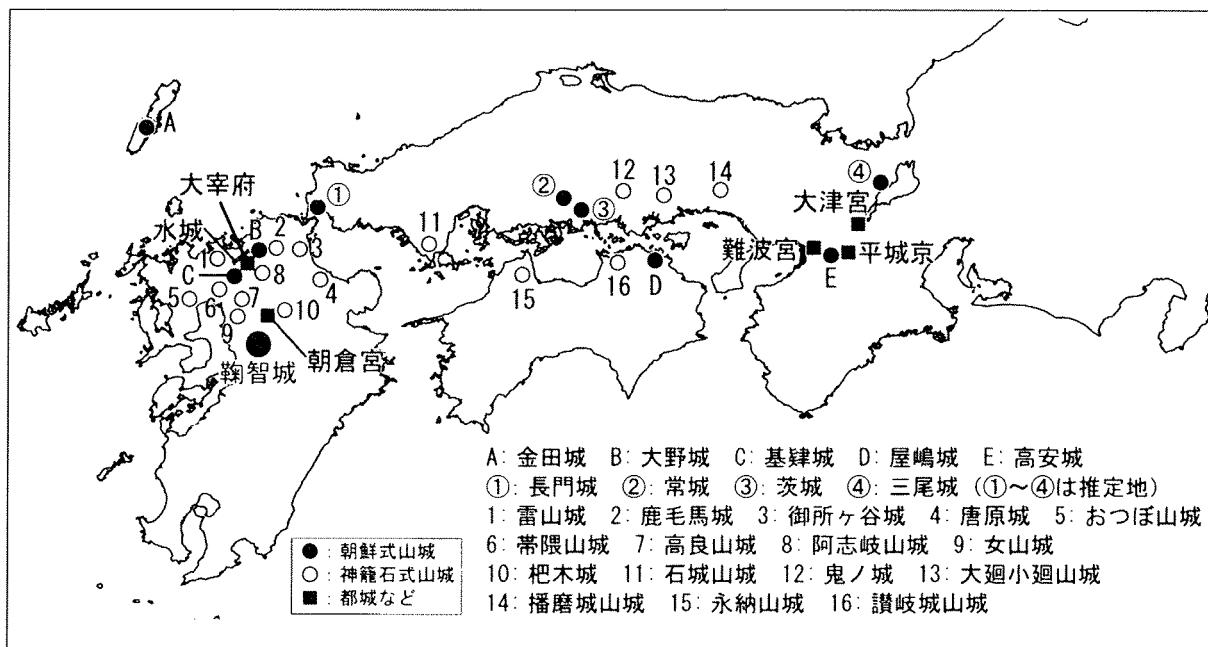
を行う。そして、それを踏まえて、なぜ平安時代まで古代山城が存続したのかという問題を解明する。

一、古代山城の存続期間

文献史料にみえる古代山城、すなわち朝鮮式山城は、史料の初出順に長門の城、大野城、基肄城、高安城、屋嶋城、金田城、三尾城、鞠智城、三野城、稻積城、茨城、常城の十二城があり、近江、畿内、瀬戸内、西海道に展開している。

さらに、鬼ノ城や永納山城をはじめとする文献史料には見えない神籠石系山城も同じく西日本に分布し、合わせて約三十もの城が七世紀に築かれた（第1図）。

ただし、神籠石系山城の築城年代については、『日本書紀』齊明天（六五八）是歲条に「由是、國家以二兵士・甲卒二陣ニ西北畔」。繕修城柵断塞山川之兆也」とみえることから、齊明七年に遷宮された朝倉橋広庭宮を中心とする防衛網として、瀬戸内から九州北部に築城を行つたとみる齊明朝説⁽¹⁾、白村江の敗戦後の対外防衛と西日本支配のためとする天智朝説⁽²⁾、齊明朝に築城を開始し、白村江の敗戦後に一部修繕し防衛網を構築する中に組み込まれていったとする折衷説⁽³⁾と、白村江の敗戦前か後で議論が分かれており、朝鮮式山城と同じ性格を有していたのか否かという問題も未だ



第1図 古代山城分布図

解説されていない。

そこで、本章では朝鮮式山城を中心には各山城の存続期間を考察し、
廃城時期とその要因を論究することにしたい（第1表参照）。

(二) 長門の城

史料1『日本書紀』天智四年（六六五）八月条

遣達率答体春初、築城於長門國。遣達率億礼福留・達率
四比福夫於筑紫國、築大野及櫟二城。

長門の城は、史料1にみえるように天智四年（六六五）に亡命百
濟人答体春初を派遣して築城される。『日本書紀』天智九年二月条
にも「又築長門城・筑紫城」とあるが、これは天智紀によく
みえる記事の重複であり、史料1の重出記事と考えられる（四）。長
門の城に関する史料はこの二つしかなく、遺構も現在まで見つかっ
ていないため、廃城の時期は不明である。

(二) 大野城

大野城は、長門の城と同じく天智四年八月に亡命百濟人を派遣し
て築城された（史料1）。

八世紀の大野城の活動を明示する史料はないが、宝亀五年（七七

四）三月三日には、城内に四王院が建立された（五）。

また、『類聚三代格』卷一八器仗事所収、貞觀十二年（八七〇）

五月二日太政官符と『延喜交替式』一五七条には大宰府司の交替時
に大野城の器仗の点検と修理を行うことが定められている。

第1表 朝鮮式山城の存続期間

年月日	長門城	大野城	基肄城	高安城	屋嶋城	金田城	三尾城	鞠智城	三野城	福積城	茨城	常城
天智4年(665)8月	築城	築城	築城									
天智6年(667)11月				築城	築城	築城						
天智8年(669)8月3日				修理中止								
天智8年(669)冬				修理 畿内の田税を收める。								
天智9年(670)2月				修理 城内に穀と塩を積む。								
天武元年(672)7月22日								羽田公矢国・出雲田猪が三尾城を落す。				
天武4年(675)2月23日				行幸								
持統3年(689)10月11日				行幸								
文武2年(698)5月25日	修理	修理	修理					修理				
文武2年(698)8月20日				修理								
文武3年(699)9月15日				修理								
文武3年(699)12月4日									修理	修理		
大宝元年(701)8月26日				廢城								
和銅5年(712)正月23日				高安烽を廃止								
和銅5年(712)8月23日				行幸								
養老3年(719)12月15日											廢城	廢城
神亀5年(728)6月		大伴坂上郎女が筑紫の大城の山を思い詠む。 (『万葉集』巻8-1474)	大宰帥大伴旅人の妻大伴 郎女の弔問使式部大輔石 上堅魚が府の諸卿大夫ら とともに基肄城に登り、詠 む。 (『万葉集』巻8-1472)									
天平年間(729~749)			基肄郡に城一所あり。 (『肥前國風土記』總記)									
			基肄城の稲穀を筑前・筑 後・肥(前・後)等の国へ 班給する。 (大宰府政府不丁地区出土木 簡)					泰人忍が(米)を五 斗(納める)。 (鞠智城跡1号木簡)				
宝亀5年(774)		四王院を建立 (『扶桑略記』)										
天長3年(826)11月3日		大宰府管内の軍團兵士 制を廃し、選士・衛卒を置く。 大野城修理等、兵士 に力わって衛卒が行う。 (『類聚三代格』巻18)										
天安2年(858)閏2月24日								菊池城院の兵庫が 独りでに鳴る。				
天安2年(858)閏2月25日								また菊池城院の兵 庫が独りでに鳴る。				
天安2年(858)6月20日								肥後国菊池城院の 兵庫が独りでに鳴 り、同城の不動倉11 宇が火災にあう。				
貞觀12年(870)2月23日		大野城庫の穀米を今後 は大宰府の税庫に收める (『類聚三代格』巻18)										
貞觀12年(870)5月2日		府官が交替時に大野城 の器仗を点検する。 (『類聚三代格』巻18)										
貞觀18年(877)3月13日		大野城庫に穀米が收めら れなくなり、城周辺に住む 百姓がいなくなつたため、以前のとおり大野城 衛卒の穀米を大野城の 城庫に收めさせる。 (『類聚三代格』巻18)										
元慶3年(879)3月16日								肥後国菊池郡の城 院の兵庫の戸が独 りでに鳴る。				
延喜21年(921)		大野城の器仗を府官が 交替時に点検し、被損し ている物は修理する。 (『延喜交替式』157条)										

※史料出典のないものは、六国史による。

…史料上、古代山城の存続が確認できる期間

…発掘調査等により古代山城が活動していた可能性のある期間

したがって、少なくとも史料上『延喜交替式』が成立した延喜二十一年（九二二）までの一二五年間存在していたことが確認できる。

(三) 基肄城

基肄城は、天智四年に大野城とともに築城された（史料1）。文武二年には大野城・鞠智城とともに大宰府によつて修理されている。

史料2 大宰府政庁跡不丁地区出土木簡

・為班給筑前筑後肥等国遣基肄城稻穀隨大監正六上田中朝□〔
264,34,6 011

史料2は、大宰大監である田中朝臣が基肄城の稻穀を筑前・筑後・肥（前・後カ）などの国に班給させたという内容の木簡である。「朝」字の下端部以下の面が二次的に削り取られており、そこには「臣」字以下の一・三字が存し、それは田中の朝臣の名であつたと考えられる（六）。「播磨国郡稻帳」（七）には

下任太宰府少監正六位上田中朝臣三上

と、天平四年（七三三）ころに正六位上田中朝臣三上という人物が、

大宰少監に任じられ下向していることがみえる。この三上は天平八年には外從五位下に任じられ（八）、十年には肥後守になつている（九）。

史料2が出土した大宰府不丁地区の溝SD二三四〇は、養老から天平年間ごろに機能していたと考えられ、位階が同じ正六位上であること、大宰少監として赴任しその後大監になつたと解すると、史料2の「田中朝（臣）」は、田中三上である可能性が高い。このこと

から、基肄城の稻穀の班給が行われたのは、天平四年から八年の間とみられ、この頃まで基肄城は確実に機能していたといえる。
田平徳栄氏は、肥前国の軍団と古代山城は対応するものと捉え、弘仁四年（八二三）の基肄団校尉真弓の戦功記事があること（一〇）、発掘調査で七世紀後半から九世紀初頭までの須恵器および土師器が若干出土していること、の二点を根拠に九世紀初頭まで基肄城が存続していたと論じる（一一）。

しかし、基肄軍団が存在していたことと基肄城の存続は別の事柄である。基肄城跡からは九世紀初頭ごろまでの土器が少量見つかっているが（一一）、後述する高安城跡では大宝元年（七〇一）の廃城後のものと考えられる礎石建物が見つかっており、廃城後も何らかの形で使われた可能性もある。

したがって、この二点の根拠は確固たるものではなく、九世紀の存続について確証はない。それゆえ、現段階で確認できる存続期間は、天智四年から天平四～八年までの約七十年間である。

(四) 高安城

史料3 『日本書紀』天智六年（六六七）十一月条

築二倭国高安城・讚吉国山田郡屋嶋城・対馬国金田城一。

高安城は、史料3にみえるように天智六年十一月に築城され、たびたび修理や行幸が行われるもの（第1表）、大宝元年に廃城となつた（二三）。古代山城の中でも唯一築城と廃城時期が明確な山城であり、三四年間の存続が確認できる。

ただし、廃城から十二年後の和銅五年（七一二）に元明天皇が行幸している（二四）。また一九八二～三年に樞原考古学研究所が行った二棟の倉庫跡の発掘調査では、多くの土師器が出土し、遺構の時期は七二〇～七三〇年代と推定されている（二五）。したがって、廃城後の八世紀前半にも何らかの別の形で使われていた可能性がある。

（五）屋嶋城

史料3の天智六年の築城記事が唯一の史料である。また、発掘調査で礎石建物が未確認であることから、他の山城のように掘立柱建物から礎石建物へ建替えが行われなかつた可能性があり（二六）、八世紀には廃城になつたと推察される。そのため、存続期間は約三十年とみられる。

（六）金田城

史料3の築城記事が唯一の史料である。金田城跡から出土した須恵器は、ほとんどが七世紀第三四半期のものであり、わずかに七世紀第四四半期のものがある。このことから金田城の年代観は上限が七世紀第三四半期初頭、下限は七世紀第四四半期と考えられる（二七）。したがつて、八世紀には機能していなかつた可能性が高く、築城から約三十年で廃城になつたと推察される。

（七）三尾城

『日本書紀』天武元年（六七二）七月辛亥（二十二日）条に

羽田公矢国・出雲臣猶、合共攻_{三尾城}降之。

と、壬申の乱の際に大海人皇子方の羽田矢国と出雲猶が三尾城を落とした記事で一度その名がみえるだけで、築城年・廃城年ともに不明である。ただし、天武元年にはすでに存在していたことから、他の山城のごとく白村江の敗戦後の天智朝に造られた可能性がある。城

名から近江国高嶋郡にあつたと考えられるが、遺構が未検出のため具体的な所在はわからない。

（八）鞠智城

鞠智城の初出史料は、『続日本紀』文武二年五月甲申（二五日）条の

令_{三大宰府}繕治大野・基肄・鞠智三城。

であり、大野城・基肄城とともに大宰府に修理を行わせたというものである。築城記事はないが、白村江の敗戦による危機感によつて大野城・基肄城が築かれたよう、鞠智城も同時期に築かれたからこそ、修繕も同時期に必要になつたと解され、天智朝に築かれたと考えられる（二八）。

そして、『日本三代実録』元慶三年三月十六日丙午条に「肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴」と鞠智城の兵庫の戸が独りでに鳴るとみえることから、大野城につぐ一八一年という長期間の存続が確認できる。

発掘調査では、十世紀までの遺構・遺物が確認されているが、高安城のようになつたとその場所が別の施設として使用されていた可能性もあるため、十世紀の存続については慎重でありたい。

（九）三野城・稻積城

築城・廃城年ともに不明であり、『続日本紀』文武二年十二月甲

申（四日）条に

令_{三大宰府}修_{三野・稻積二城}。

と大宰府に修理させている記事が唯一の史料である。

二城の所在については、三野城が筑前国那珂郡海辺郷の美野駅付近（福岡県福岡市）に、稻積城が同国志摩郡志摩郷の稻留付近

(同県糸島郡志摩町)に推定されている(二九)。

一方で、古代の城柵は郡郷名に一致するものが多く、文武三年の修築記事は南九州における情勢緊迫を背景にしたものであると解し、三野城の所在を日向国児湯郡三納郷(宮崎県西原市)に、稻積城の所在を大隅国桑原郡稻積郷(鹿児島県霧島市)に比定する見解もある(二〇)。

しかし、前年の文武二年の大野城・基肄城・鞠智城・高安城の修築が掘立柱建物の耐久年数である三十年を経過したことによるものと解されることから(第1表)、三野城・稻積城の修理も同様の理由と捉えられる。加えて、天智朝段階で倭国の支配が完全に浸透していない南九州にわざわざ朝鮮式山城を造る必要性はなく(二一)、北九州説が妥当だと思われる。

以上、二城の廢城時期は不明だが、他の朝鮮式山城と同様に天智朝に築かれたのならば、文武三年の修理記事まで少なくとも三十年間は存続していたと推定される。

(二〇) 茨城・常城

ともに築城時期は不明であり、『続日本紀』養老二年(七一九)

十二月戊戌(十五日)条に

停^ニ備後国安那郡茨城・葦田郡常城^一。

とある廢城記事が唯一の史料である。両城とも遺構が見つかっていないため、築城時期は明確ではないが、他の山城が天智朝に造営されていることから、茨城・常城はともにこの頃に造られたと考えられる。したがって、両城の存続期間は約五十年と推察される。

(二一) 神籠石系山城

また、廢城の年代が推定できる神籠石系山城も八世紀初頭から前半ごろにその活動がみられなくなる。

鬼ノ城は、西門・南門・東門・北門が見つかっているが、全て掘立柱城門であり、城門の建替えはなかつたとみられる。さらに、主要な出土土器の年代が飛鳥IV～V期であることから、七世紀第四四半期ころから八世紀初めごろにかけてと極めて短期間に存続し、八世紀には停廃していた可能性が高い(二二)。

御所ヶ谷山城は、出土した土器から、遅くとも七世紀の第三四半期には建てられ、八世紀初頭まで維持されていたとみられる(二三)。永納山城は、築城時期を直接示す資料はないが、出土した土器から少なくとも八世紀の第二四半期までは何らかの形で城が使用されていたと考えられている(二四)。

また、肥前国には帶隈山城とおつぼ山城という二つの神籠石系山城があるが、『肥前国風土記』総記には「城壠所」とあり、基肄城を指していることから、風土記が編纂された天平年間前半には、これら二城は山城として機能を失っていたとみられる(二五)。

したがって、神籠石系山城は八世紀前半までに廢城になつたと考えられる。

以上、朝鮮式山城の中心に古代山城の存続期間の検討を行つた。その結果、まず築城から約三十年経過した大宝元年に高安城が廢城になり、屋嶋城と金田城も遺構から八世紀初頭には廢城になつたと考えられる。また、鬼ノ城・御所ヶ谷山城などの神籠石系山城もこの頃廢城になつたとみられる。

その一方で、ほぼ同時期の文武二・三年に大宰府に大野城・基肄城・鞠智城・三野城・稻積城を修理させている。このうち大野城・基肄城・鞠智城は八世紀にも活動が確認できることから、大宝令施

行前後に西海道内で存続する城と廃城になる城の取扱があつたと考えられる。

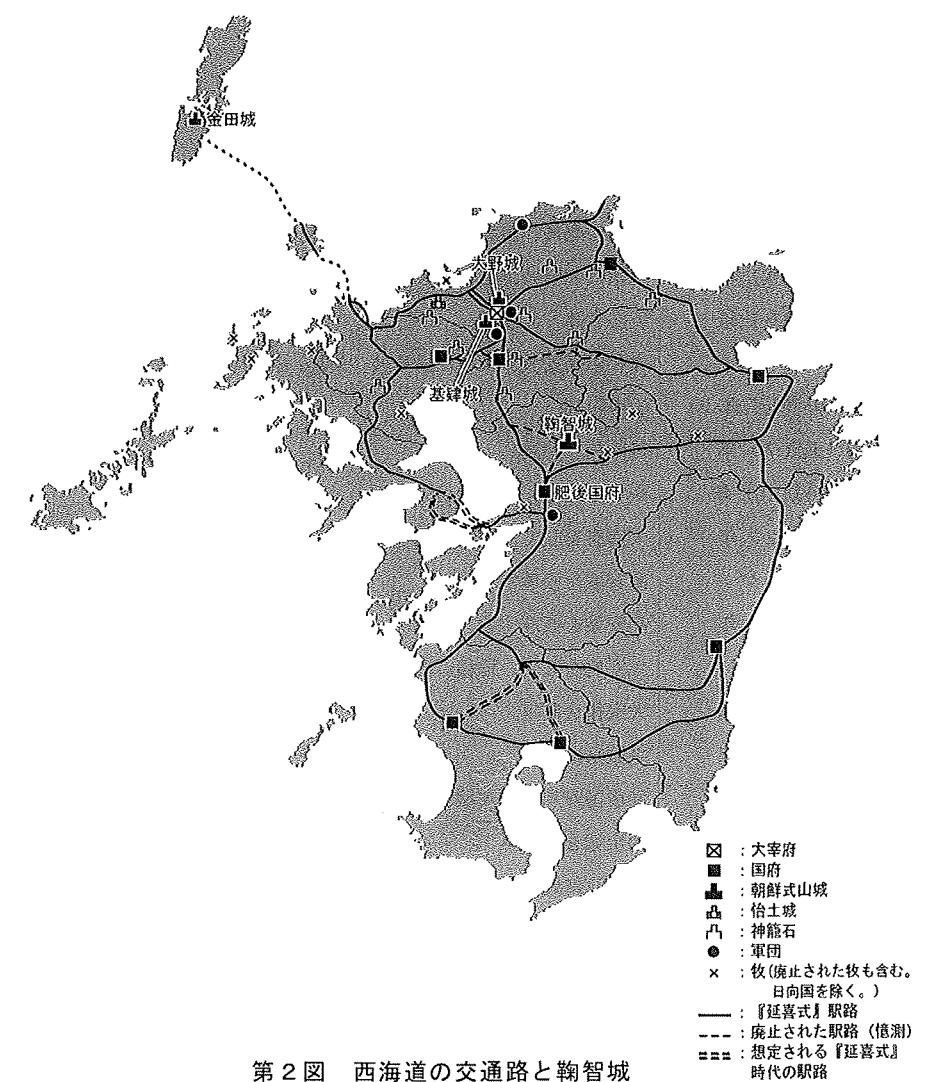
さらに、築城から五十年後の養老三年には、茨城と常陸が廃城になつた。また、三野城・稻穂城は文武三年以降一度も史料にみえず、永納山城も八世紀第二四半期に停廃したとみられることから、この頃廃城になつたと推察される。したがつて、大部分の古代山城は八世紀前半までに停廃した。

七世紀の古代山城は、白村江の敗戦後、唐・新羅が日本に攻め込んだ際に避難するための逃城というのが主な役割であった。しかし、朝鮮半島に一番近い金田城が八世紀に機能していた形跡がないことは、外国の侵略の危惧が低下したことを見せるものと思われる。

したがつて、外国から侵略の脅威の減少が八世紀前半の一連の廃城の要因であつたと考えられる。

ところが、基肄城は天平四～八年まで、大野城と鞠智城は九世紀以降までその存続が確認できる。特に、大野城は文献史料上、二五六六年間、鞠智城は一八一年間と突出して長期間存続していた。

大野城と基肄城の場合、眼下に大宰府があることから大宰府の非常時の逃城として存続したと考えられる。



第2図 西海道の交通路と鞠智城

なく、城から有明海を臨むこともできない。しかし、西海道に所在していることから、その情勢が存続に大きく関わつたと考えられる。そこで第二章では、八世紀の古代山城の実態を考察し、ついで八世紀の鞠智城の役割を、第三章では、九世紀の古代山城の実態を考察し、ついで九世紀の鞠智城の役割を明らかにする。そして、古代

山城、とくに鞠智城がなぜ約二百年もの長期間存続したのかという問題を解明する。

史料4『類聚三代格』卷一八總領選士衛卒衛士仕丁事所収、天長

三年（八二六）十一月三日太政官符

太政官符

応下廃兵士置中選士衛卒上事

二、八世紀における古代山城

(一) 八世紀の古代山城

第一章で解説したとおり、八世紀前半において西海道で存続している

ことが確実な古代山城は、大野城・基肄城・鞠智城の三城である。

養老職員令69大宰府条には

大宰府〈帶筑前国。〉

(中略)帥一人。〈掌、祠社、戸口簿帳、字養百姓、勸課農

桑、糾察所部、貢挙、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉

廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵駅、伝馬、烽候、城牧、過所、

公私馬牛、闡遺雜物、及寺、僧尼名籍、蕃客、帰化、饗讌事。〉

大式一人。〈掌同帥。〉少式二人。〈掌同大式。〉大監二人。

(中略)少監二人。(中略)大典二人。(中略)少典二人。(中略)

大工一人。〈掌、城隍、舟楫、戎器、諸營作事。〉少工二人。〈掌

同大工。〉(後略)

とあり、帥の職掌の一つに「城牧」がある。同条の大工の職掌に「城隍」とあることから、「城牧」の「城」は「城隍」を指すと考えられる。「城隍」については、養老軍防令53城隍条に記載される。

凡城隍崩頽者、役兵士修理。若兵士少者、聽役隨近人夫。

遂閑月修理。其崩頽過多、交闕守固者、隨即修理。役訖具錄申太政官。所役人夫、皆不得過十日。

とあり、城隍が崩れ落ちた場合は兵士が修理を行うことが規定されている。

史料4は、西海道の軍団兵士制を廃止し選士・衛卒制へ切り替わることを命じたものであるが、a部分に「大野城修理等、旧例皆以兵士宛」とあることから、軍団兵士制が機能していた時は、兵士が大野城の修理を行っていた。このことから、養老軍防令53城隍条は古代山城にも適応されるものであり、同条の「城隍」には古代山城が含まれていた。したがって、養老職員令69大宰府条にみえる

「城」「城隍」とは古代山城のことである。大宝官員令は残存していないため不明だが、少なくとも養老令文中には古代山城に関する規定があつたことから、八世紀以降の律令社会にも古代山城は包含されていた。

また、今日においても豪雨や台風などでたびたび古代山城跡の土

壁などが崩れている。古代でも当然このような自然災害による損壊があつたことは想定でき、城の修理は當時必要であつたと考えられる。

史料6 『万葉集』卷八一一四七二

式部大輔石上堅魚朝臣歌一首

霍公鳥 来鳴令響 宇乃花能 共也来之登 問麻思物乎

史料5 『類聚三代格』卷一八總領選士衛卒衛士仕丁事所収、貞觀十八年（八七七）三月十三日太政官符

太政官符

応三大野城衛卒糧米依レ旧納_二城庫_一事條々内

右、參議權帥從三位在原朝臣行平起請備、被_二太政官貞觀十二年二月廿三日符_一備、參議從四位上行大式藤原朝臣冬緒起請備、

除_二五使新_一之外、庸米并雜米總納_二稅庫_一、每レ月下行。若非_二判行_一、輒以下用。監當之官准レ法科レ罪者、官符之旨固有レ宜_レ然。但至_二干件城_一、城辺人居、或屋舍頽毀、或人跡斷絕。仍問_二城司等_一、申云、此城衛卒冊人。糧米每月廿四斛。元來納_二城庫_一。爾時城庫辺百姓等、遂_二往還之便_一、求_二壳買之利_一、從_二納_一稅庫_一以來、人衆無レ到。売買失レ術、百姓逃散、惣而由_レ此者、夫守_レ城在_レ人。聚_レ人在_レ食。望請、件糧米特納_二城庫_一者。右大臣宣、奉_レ勅、依_レ請。

貞觀十八年三月十三日

史料6は、神亀五年（七二八）に大宰帥大伴旅人の妻大伴郎女が病死したため、式部大輔石上堅魚を大宰府に派遣して弔問と賄物の支給を行い、そののち、堅魚と府の諸卿大夫たちが一緒に基肄城に登り望遊した日にこの歌を作ったというものである。

養老喪葬令3京官三位条には

凡京官三位以上、遭_二祖父母父母及妻喪_一、四位遭_二父母喪_一、五位以上身喪、並奏聞。遣_レ使弔。〈殯斂之事、並從_二別式_一。〉とあり、京官三位以上の祖父母・父母・妻が死去した時は弔問の使が派遣されることが規定されている。神亀五年の旅人の位階は從二位だが、官職は大宰帥と外官であつたため京官三位条の適応外であった。

さらに、史料5傍線部からは、城司と衛卒四十人が大野城に常駐していたことが窺える。衛卒は軍団兵士が廃止されたことにより採られた制度であることから、軍団兵士制が機能していた八世紀には、兵士が山城に上番していた。

ところが、『令集解』喪葬令3京官三位条所引古記には

問、文称_二京官三位以上_一、未_レ知。散位・勲位及外官、若為処分。答、職事散官勲_一等並同。一云、勲官且待_二其外官_一、臨時聽_レ勅耳。然從二位大伴卿任_二大宰帥_一、遭_二妻喪_一奏聞遣_レ使弔_一而已。

とあり、外官でも臨時に弔問の使が派遣されると解され、神龜五年の

旅人の妻の喪が事例として挙げられている。つまり、都から大宰府

に弔問使が派遣されたことは非常に特異な事であった。

このように、八世紀の基肄城は、逃げ城という用途以外に、府官が都からの特別な使者を歓待するための場としても用いられていた。

また、そのような歓待の場を大宰府がある筑前国ではなく、肥前国にある基肄城にしていることは、八世紀の古代山城の管轄を考える上で注目すべき点だといえる。

加えて、天平年間に基肄城の稻穀を基肄城のある肥前国だけでなく、筑前・筑後・肥（前・後カ）という国の領域を超えた広範囲に支給している（史料2）。このことから、基肄城に貯蔵されている稻穀は、肥前国ではなく大宰府が把握していた可能性が考えられる。養老職員令70大国条の守の職掌にも「城牧」が規定されているが、基肄城の稻穀を班給させているのは大宰大監であることから、八世紀前半の段階では、国に比べ大宰府の方が基肄城に対し干渉・把握度合いが大きかつたと解される。また、文武二年に大宰府が大野城・基肄城・鞠智城の修繕を行っていることは、大宰府が古代山城を管轄していたことを示す傍証となる。

以上から、少なくとも八世紀前半の段階では、大野城だけでなく基肄城も大宰府が管轄していたと考えられる。

（二）八世紀の鞠智城

八世紀の鞠智城に関する文献史料はないが、鞠智城の貯水池跡からは史料7が出土している。

史料7 鞠智城跡一号木簡

・秦人忍〔采カ〕 □ 五斗

134,26,5 032

史料7は、秦人忍が米五斗を税として納めたということが記載された荷札木簡である。史料7が出土した貯水池粘土層には、七世紀後半～八世紀前半の土師器・須恵器が包含されている（三六）。甲元眞之氏は、大宝令以前の荷札木簡は年を干支で書き、冒頭に置く形式に準ずること、書体 자체は天平期のそれに類似することなどから、史料7を鞠智城創建期のものと考え難く、八世紀前半のものと捉える（三七）。したがって、史料7は八世紀前半に鞠智城が活動していたことを明示する。

鞠智城が他の大部分の山城のように八世紀前半に廃城とならずに存続した要因について、これまでの研究では、文武四年の覓国使剽劫事件（三八）、大宝二年の隼人の反乱など（三九）、七世紀末から八世紀初頭にかけて南九州の情勢が悪化したことにより、その不測の事態に備えるためと考えられてきた（三〇）。もちろん、これら隼人の反乱が、八世紀初頭に鞠智城が廃城にならなかつた要因の一つであろう。

しかし、八世紀前半以降の存続を決定付けたのは、養老三年十二月十五日の茨城と常城の停廢の三ヵ月後に起きた養老四年の隼人の反乱であつたと考えられる。

この乱は、『続日本紀』養老四年二月壬子（二十九日）条に

大宰府奏言、隼人反、殺二大隅国守陽侯史麻呂。

とあるように、大隅国守陽侯史麻呂が隼人に殺害されたことより始まる。八世紀初頭の反乱とは異なり、国守殺害という事態に朝廷は速やかに対応し、三月四日には大伴旅人を征隼人持節大将軍に任命し、征隼人軍が編成された（二二）。その兵数は、副将軍が二名任じられてることから一万以上と想定される（二三）。『続日本紀』養老四年八月壬辰（十二日）条に

勅、征隼人持節將軍大伴宿祢旅人宜_一且入_レ京。但副將軍已下者、隼人未_レ平。宜_一留而已屯_一焉。

とあるように、八月には征隼人持節大将軍である大伴旅人が帰京するが、未だ反乱が平定されていないため副将軍以下は現地に留まつた。そして、『続日本紀』養老五年七月壬子（七日）条に

征隼人副將軍從五位下笠朝臣御室、從五位下巨勢朝臣真人等還帰。斬首・獲虜合千四百餘人。

とみえるように、派兵から約一年四カ月後にようやく帰京した。また討ち取った隼人の首及び捕虜の数は千四百以上であり、大規模な反乱であったことが窺える。

鞠智城は、『延喜式』以前の古い駅路である「車路」が筑前・筑後から肥後国府を通り薩摩国に至る道と豊後国を抜けて日向国に至る道の分岐点付近に位置する（第2図）（二三）。したがって、征隼人軍はルート的に鞠智城付近を通ったはずである。

加えて、征討軍は一年以上現地に留まっていた。一万もの征討軍の兵糧を貯めたのは西海道諸国であろうが、鞠智城もその役目を果たしたと考えられる。

そもそも古代山城とは、攻撃拠点ではなく、戦いを避け逃げるための施設、言うなれば避難所であった。そのため、膨大な食料が備

蓄されていた。鞠智城跡の発掘調査では多数の倉庫跡（第3図）や炭化米・アワ（三四）、そして史料7などが検出されている。したがって、八世紀の鞠智城にも大規模な倉庫群があった。また先述したように、基肄城の稲穀は、大宰府の指示に基づいた用途に使うことが可能な財源であった。この事実を踏まえると、同じ古代山城である鞠智城の稲穀などの備蓄物も、史料2のように大宰府の指示により使用されたと考えられ、養老四年の反乱の際、大宰府の命により速やかに城内に貯蔵されている稲穀などが用いられたと推察される。

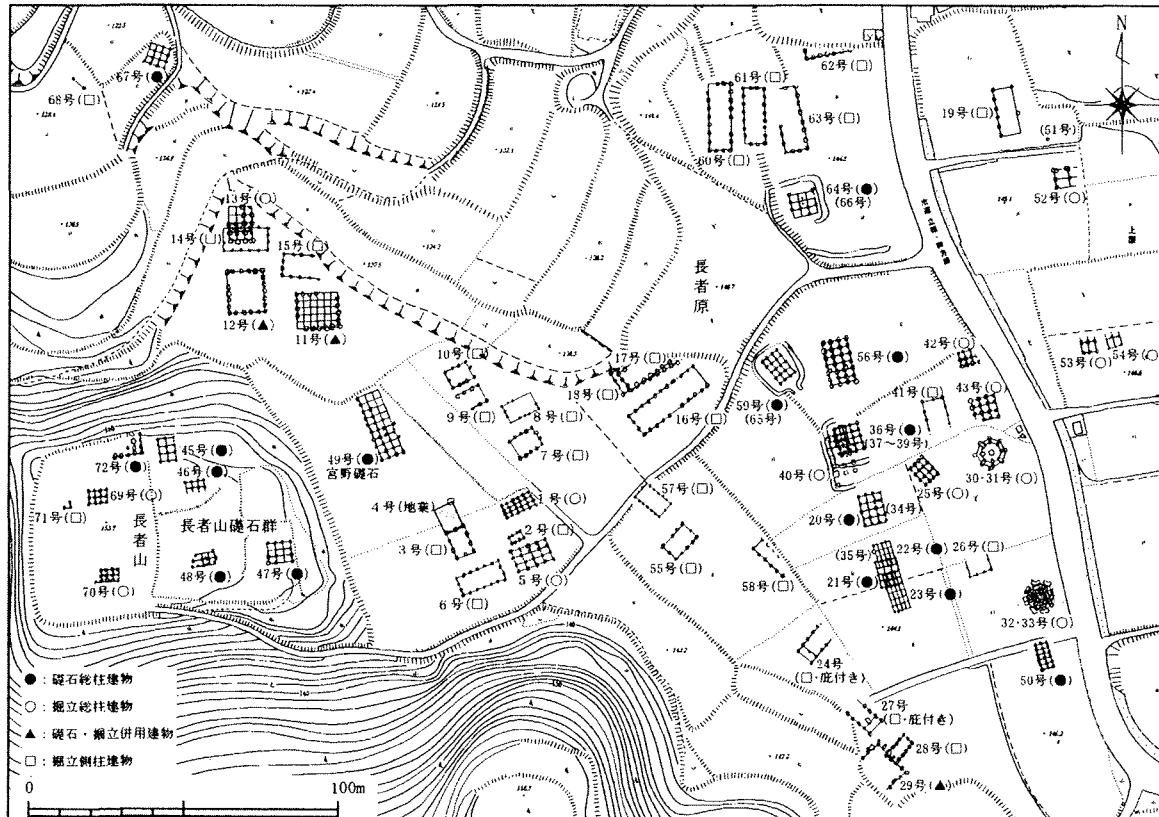
また鞠智城は、第3図に示したように城内に広大な平坦部を有しており、そこからは約七十棟の建物跡が見つかっている。

ところが、大野城や基肄城をはじめとする古代山城は、大小の谷が複雑に入り組む小峰を多く含み、城内で相当の高低差がある。そのため、まとまつた平坦面がなく、尾根上に建物が分散している（第4・5図）。また尾根上の平坦面は狭小なため、第5図（左）のように尾根の平坦面いっぱいに建物を置かなければなかつた。

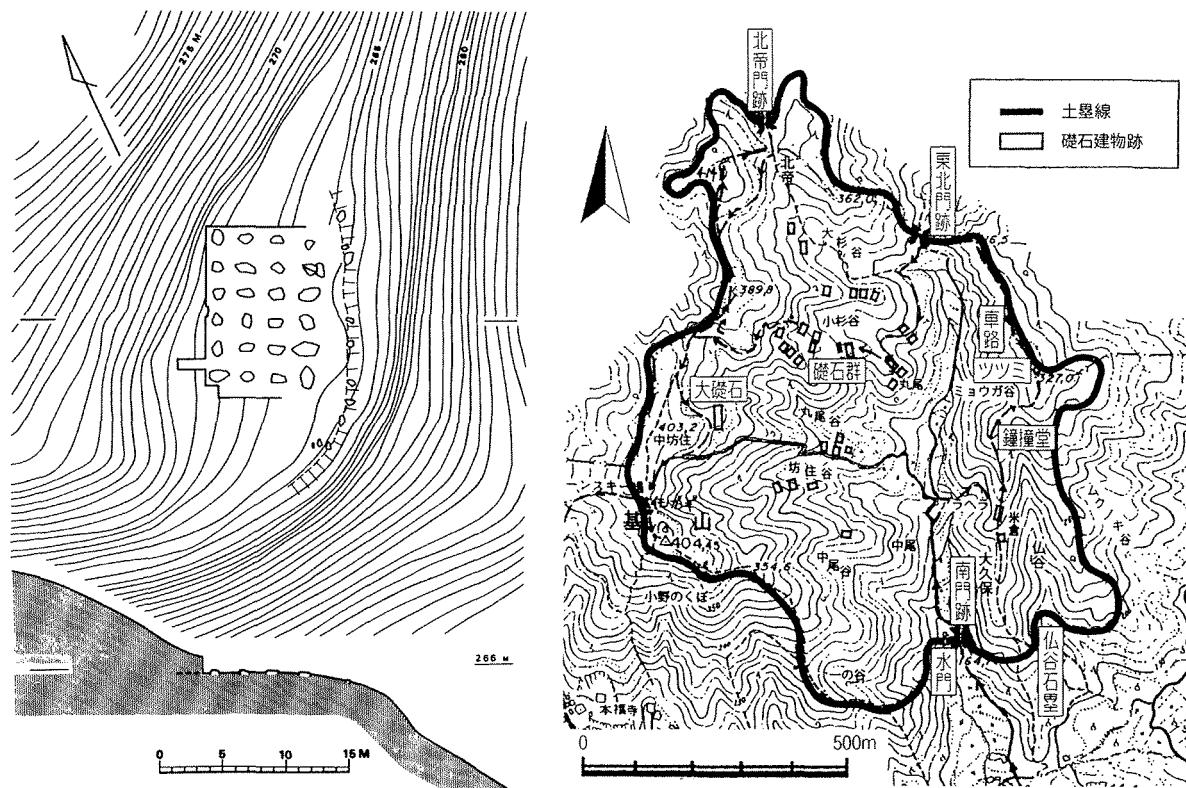
しかし、広大な平坦面を城内に持つ鞠智城の構造は、第4図（右）のように限られた土地を整地した上で建物を造営することなく、倉庫などの建物を必要に応じて増やすことを可能にした。九世紀の鞠智城に不動倉が設置されていたのも、このような土地構造だったからだといえる。立地に加え、このような他の古代山城にはない構造も存続した要因の一つと考えられる。

以上、八世紀前半の段階では、大野城・基肄城・鞠智城は国に比べ大宰府の方が干渉・把握度合いが大きく、古代山城の稲穀をはじめとする備蓄物は大宰府の指示に基づいて使用できる府の財源であった。とくに、鞠智城は一番南端の大宰府直轄の施設であり、交通

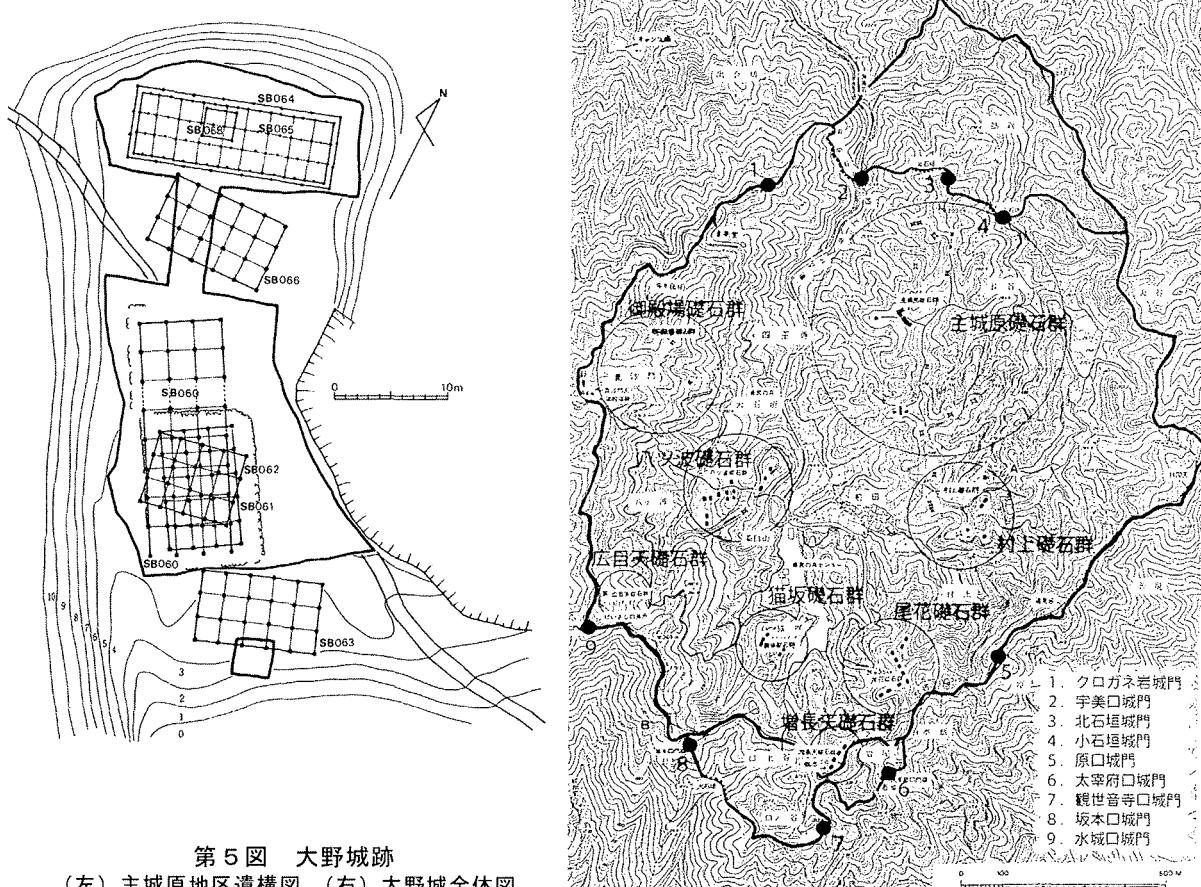
の要所に位置したことに加え、他の山城にはない広大な平坦面を有しており、大規模倉庫群を置くことが可能な構造であった。これら特質を有していた鞠智城は、養老四年の隼人の反乱で中央から征討軍が派遣された際、その真価を發揮したと考えられる。この反乱が、鞠智城の重要性を再認識させ、その後の存続を決定付けることとなつた。



第3図 鞠智城跡
(上) 鞠智城跡全体図 (下) 鞠智城跡の建物配置図



第4図 基肄城跡
(左) 建物跡遺構図、(右) 基肄城全体図



第5図 大野城跡
(左) 主城原地区遺構図、(右) 大野城全体図

三 九世紀における古代山城

(一) 九世紀の古代山城

九世紀の段階で、確実に存続が認められる古代山城は大野城と鞠智城だけである。

天長三年には、西海道の軍団兵士制が廃止されて選士・衛卒制に切り替わった(史料4)。そして、史料5からは貞觀十八年の大野城に城司と衛卒四十人が常駐していたことがわかる。したがって、天長三年以降の古代山城には、軍団兵士に代わり衛卒が常置された。

加えて、史料4 b部分に「給_二糧塩資丁_一 同_二仕丁_一」とあることから、衛卒には糧米以外に塩と資丁も支給されていた。七世紀の事例になるが高安城には塩も収蔵されていたことから^(三五)、大野城の城庫にも塩が納められていたと想定される。

また史料5は、城庫周辺に百姓が暮らしており、大野山を往復して衛卒の糧米を売買していたが、貞觀十二年以降、府庫に糧米が納められるといなくなつたため、衛卒自身が往還しなければならず、城の守りがなりたないので再び糧米を城庫に納めて欲しいことを願い出て許されるというものである。したがつて、この史料5から九世紀後半においても大宰府が大野城を維持しようとしていたことがわかる。

史料8『類聚三代格』卷一八器仗事所収、貞觀十二年五月二日太政官符

応_二交替檢_一定府庫器仗_一事

右、參議從四位上行大式藤原朝臣冬緒起請候、府庫器仗、依_二延曆年中官符旨_一、永為_二不動_一。爾後雖_三年料修理頗有_二其數_一而年代久遠、損壞不_レ少。加以、甲冑等時有_三盜失_一。既為_二不動_一未_レ得_二趣開_一。因_レ茲、曾加_二檢封_一、不_レ得_二計知_一。望請、使_下權少式從五位上坂上大宿_レ瀧守_一殊為_三朝使_一、依_レ旧檢定修理損物_上者。仍檢_二太政官延曆十八年十月二日符_一、應_二交替分付_一條云、件器仗、宜_下割_二元日威儀料_一、安_二置別倉_一、每_レ年充用、自余兵為_中不動_上。但破損物須_二修理_一。宜_下一任之内、四度料置_二少倉_一、限内修了、返納之事、申_レ官待_中報符上。不_レ得_下寄_二言不動_一、致_上レ有_二破損_一者。右大臣宣、奉_レ勅。元日威儀料安_二置別倉_一、每_レ年充用。自余兵為_二不動_一等事、一依_{先符}。但雖_二不動_一、理須_二附領_一。故先符云、不_レ得_下寄_二言不動_一致_上レ有_二破損_一者。而時有_二盜失_一、不_レ得_二輒開_一。曾加_二檢封_一無_レ由_二計知_一。可_レ謂_下先任吏等不_レ缺_二符旨_一所_上レ致也。宜_二前後之司交替檢定、破損之物隨即修理_一。又修理年料須_下前司修理之物、後司交替之次、便即檢納、新司應_レ修之料、細選_二尤損之物_一、同_下宛、立為_二恒例_一不_上上_レ勞_二言上_一。大野城器仗亦宜_レ准_レ此。

貞觀十二年五月二日

さらに、史料8では大宰府司が交替時に大野城の器仗も点検することが命じられている。この内容は『延喜交替式』一五七条にも「凡大宰府庫并大野城器仗、前後司交替檢定之日、破損之物修理。其修理、前司修理之物、後割交替之次、便即檢納、新司應_レ修之料、細選_二尤損之物_一、下宛」と受け継がれていることから、十世紀前半に

おいても大野城は器仗を保有しており、器仗を保管するための兵庫が設置されていたことが想定できる。また、延喜兵部式 63 諸国器仗条では、器仗の具体的な種類として甲・横刀・弓・征箭・胡籠の五つが挙げられており、それらが大野城の兵庫に収蔵されていたと考えられる。

史料 9 『日本文德天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰（二十四日）条
肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

史料 10 『日本文德天皇実録』天安二年閏二月丁巳（二十五日）条
又鳴。

史料 11 『日本文德天皇実録』天安二年六月己酉（二十日）条
大宰府言、去五月一日、大風暴雨。官舍悉破、青苗朽失。九国二島尽被「損傷」。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉十宇火。

史料 12 『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月十六日丙午条
又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

鞠智城も、史料 9・10・11 に兵庫内の鼓が独りでに鳴るとあることから、城内に兵庫が設置されていたことが確認できる。史料 12 でも、元慶三年に鞠智城の兵庫の戸がひとりでに鳴っているとあり、九世紀後半でも鞠智城には兵庫が置かれていた。また史料 8 の大野

城の事例を踏まえると、鞠智城の兵庫にも鼓の他に器仗が収蔵されていたと推察され、九世紀においても両城は軍事施設としての機能を保持していた。

（二）九世紀の鞠智城

延暦十九年（八〇〇）には隼人へ口分田を班給し（三六）、同二十四年には朝貢も停止し（三七）、隼人の内地化が完了した。しかし、鞠智城はその約八十年後の元慶三年まで存続が確認できる。したがって、九世紀の鞠智城は、隼人対策以外の役割があつたと考えられる。

九世紀の鞠智城の性格について、先行研究では主に二つの見解が提示されている。

その一つが菊池郡家あるいはその別院となつたとする菊池郡家説である。筈山晴生氏は八世紀末以降、東北地方や関東地方ではいわゆる正倉神火事件が頻発し、政府はそれへの対応策の一環として、旧来の倉庫群とは別の地に新たに倉庫群を建設する政策をとつていることから、この時期、肥後国において、軍事施設としての鞠智城の庁舎や倉庫群が、菊池郡家の政庁や正倉としての機能を併せもつようになつた可能性が考えられると述べている（三八）。また、鈴木拓也氏も「菊池郡城院」という表記は、九世紀の鞠智城が菊池郡家の機能を併せ持つた可能性を示唆しており、一般に郡家に置かれる「不動倉」と併せて注目されると論じている（三九）。

いま一つは、山城の倉庫化説である。石松好雄氏は、木簡や史料 5、史料 11 からみて大宰府管内の山城は少なくとも九世紀代までは維持管理されていたことが窺われるが、このころになると軍事施設である城としての役割は希薄となり、城内に多数の建物（倉庫）を

有していることから非常時に備えての穀物を貯蔵する動倉、不動倉としての役割が強くなつたとみる(西〇)。

史料 11 の鞠智城の不動倉十一宇が火災にあつたという記事は、古代山城に不動倉が設置された唯一の事例である。史料 11 から、少なくとも十一宇以上の不動倉が鞠智城内に置かれていたと考えられる。不動倉は、郡家もしくはその別院に置かれる事例が多いことから、史料 11 は鞠智城が菊池郡家となつたとする見解の根拠の一つとなつてている。そこで、まず鞠智城の不動倉について検討を行うことにしたい。

不動倉とは、諸国の正倉のうち稻穀を収納して満倉になつたのち、国郡司の検封を経て、その貯穀の使用が原則として禁止された倉のことである。蓄積することが前提の財源であるため、そのカギは京進されて国郡司の自由な開封は不可能になり、官符による開用命令が発せられない限り使用できなかつた(四二)。また、その性質は「遠年之儲、非常之備」であり(四三)、「非常」とは国郡における特定の災害状態に限定されるものではなく、不動穀およびその蓄蔵過程の動用穀は、国郡に蓄積されるものながら、地方財政の中で、直接中央の指示に基づいた用途にも用いられる財源として位置づけられていた(四三)。

そして、第二章で検討したように、八世紀の西海道の古代山城の稲穀などの備蓄物は大宰府が直接使用できる財源であつた。それらは、非常時に史料 2 にみえるように西海道内の国々に配給されたと推察される。したがつて、古代山城に不動倉が設置されていたとしてもおかしくはない。特に鞠智城は広大な平坦面を有しており、「非常」のために不動倉も設置されたと考えられる。

次に、史料 12 の「菊池郡城院兵庫」を「菊池郡城院の兵庫」か、それとも「菊池郡の城院の兵庫」と解釈するのかという問題について考えたい。

「院」とは、周囲に垣や堀をめぐらした施設のことであり、宮城や寺院、神社、国・郡をはじめとする官衙などでみえる。したがつて、「院」を郡家に結びつける必要はなく、区画された施設という意味で「城院」という語を使用したと考えられる。このことから、素直に肥後国菊池郡にある(鞠智)城の兵庫と解釈していいのではないか。

また、九世紀になると新羅の国力低下に伴い、新羅の賊が西海道に来ることが頻発した。日本側は警戒を強め、承和九年(八四五)には、大宰大式藤原衛の新羅人の越境禁止の奏上が認められる(四四)。そして貞觀十一年五月二日には、新羅海賊が博多津に来襲し、豊前国の年貢絹綿を略奪する事件が起き(四五)、その翌年には筑前權史生佐伯真継が、大宰少式藤原元利万呂が新羅王と内通していることを密告するなど(四六)、白村江の敗戦以来、対外的脅威が著しく高まつた。

とくに、博多津に新羅海賊が現れ年貢絹綿を略取された事件は、大宰府に強い危機感を与えた。貞觀十一年十二月五日には新羅海賊への備えとして諸国の俘囚を配置、二十八日には鴻臚館へ統領・選士・武具等を配備、翌年二月十五日には八幡大菩薩宮・香椎廟・宗像大社・甘南備神に奉幣を行い、新羅海賊に対する鎮護を祈るなど新海賊対策が相次いで行なわれた。史料 8 で定期的に大野城の器仗点検を命じたのも、この新羅海賊対策の一つであり、大野城もこの対外的脅威と密接に関係していた。

鞠智城は、有明海から離れた内陸部に位置し大宰府とも離れているが、寛平五年（八九三）には肥後国府のある飽田郡を新羅の賊が襲つており、九世紀の肥後国も新羅の脅威とは無縁ではなかつた。

また、博多湾には新羅海賊が頻繁に現れている状況下、大宰府政庁の真上にある大野城は狙われやすい。そのような情勢下において、大宰府と有明海から離れている鞠智城の立地は、逆に外敵から侵入され難いという利点となつた。このような九世紀の西海道情勢を踏まえても、鞠智城が郡家もしくは別院になつたとは考え難い。

以上から、史料¹²の「菊池郡城院兵庫」とは菊池郡の城院の兵庫、つまり鞠智城の兵庫のことであると解される。したがつて、『日本三代実録』貞觀十七年六月廿日辛未条にみえる「菊池郡倉舍」と史料¹¹の不動倉・兵庫は同じものを指してはおらず、貞觀十七年六月廿日辛未条は、逆に菊池郡家が鞠智城とは別に存在していたことを示すものである。

以上、史料の検討から九世紀になつても鞠智城は軍事施設、すなわち古代山城としての性格を維持していた。

また、新羅から賊の来襲が多発したことにより対外的危機感が高まつた九世紀は、再び古代山城の必要性が強まつた。大野城と鞠智城がこの時期に再び文献に現れたことはこのことを裏付ける。

しかし、九世紀以降大宰府の衰退に伴い、次第に山城の機能は低下していくとみられる。

おわりに

最後に、本稿で述べた内容をもう一度整理しておきたい。

本稿は、これまで論及されてこなかつた七世紀以降の古代山城の役割と変遷、とくに鞠智城を中心に八世紀から九世紀以降の古代山城の実態と変遷の検討を行い、なぜ平安時代まで古代山城が存続したものかという問題を明らかにすることを試みたものである。

まず第一章では、朝鮮式山城を中心に古代山城の存続期間の再検討を行い、古代山城は有事の際の備えとして造営されたが、対外的危機が低下していった八世紀前半にはその大部分が廃城となつたことを明らかにした。その一方で大野城は二五六年間、鞠智城は一八一年間と二城だけで突出して長期間存続していたことを指摘した。

ついで第二章では、八世紀の古代山城の実態を考察し、八世紀前半の段階の大野城・基肄城・鞠智城は大宰府の直接の管理下にあつた施設であり、城内の稻穀をはじめとする備蓄物は大宰府の指示に基づいて使用できる府の財源であつたことを解説した。

特に、鞠智城は一番南端の大宰府直轄の施設であり、交通の要所に位置したこと、城内に広大な平坦面を持つことなどの他の山城にみえない特質があつた。そして古代山城の逃げ城という性格上、城内には膨大な食料の備蓄があり、養老四年の隼人征討の主要な補給基地としての役割を担つたと考へられ、これが八世紀前半以降における存続の契機となつた。

そして第三章では、九世紀の古代山城の実態を検討し、鞠智城及び大野城が依然として古代山城として性質を保持し存在していたことを明らかにした。とくに新羅海賊の出現の頻発による国際関係の

緊張により、再び鞠智城・大野城は古代山城として需要が高まつた。

しかし九世紀以降、大宰府の衰退にともない両城も次第に機能が低下していった。

以上、八・九世紀以降も存続した大野城と鞠智城は逃げ城として

使用されることとは一度もなかつたが、古代山城として機能し続けた。

そして、約二百年という長期間、めまぐるしく変化する西海道情勢のなかで、その役割は果たしたと考えられる。

注

- (一) 渡辺正氣「齊明紀四年是歲或本の記事と神籠石」『九州考古学』第六〇号、一九八六年)。
- (二) 小田和利「神籠石と水城大堤—水城の築堤工法からみた神籠石の築造年代について」『九州歴史資料館論集』二三二、一九九七年)。
- (三) 向井一雄「日本の古代山城研究の成果と課題」『溝瀬』第一四号、二〇〇〇九年)。
- (四) 坂本太郎「天智紀の史料批判」『古事記と日本書紀』坂本太郎著作集第二卷、一九八八年、初出一九五五年)三一六～三一七頁。
- (五) 『扶桑略記』宝亀五年(七七四)是歲条、『類聚三代格』卷二造仏々名事所収、宝亀五年三月三日太政官符、「大宰府牒案」『平安遺文』一〇一四九〇〇号／堂本四郎氏所蔵文書)。
- (六) 倉住靖彦「福岡・大宰府跡」『木簡研究』第九号、一九八七年)一〇八頁。
- (七) 『大日本古文書』二一 150。
- (八) 『続日本紀』天平八年(七三六)正月辛丑条。

(九) 同、同十年四月庚申条。

(一〇) 『日本紀略』弘仁四年(八一三)三月辛未条。

(一一) 田平徳栄「基肄城考」(九州歴史資料館編『九州歴史資料館十周年記念 大宰府古文化論叢』上巻、吉川弘文館、一九九三年)六九三～七〇五頁。

(一二) 基山町教育委員会編『特別史跡 基肄城跡』基山町文化財調査報告書 第二集(基山町教育委員会、一九七七年)一二二頁。

(一三) 『続日本紀』大宝元年(七〇二)八月丙寅条。

(一四) 同、和銅五年(七一二)八月庚申条。

(一五) 磯村幸男「西日本の古代山城」(森公章編『史跡で読む日本の歴史』3 古代国家の形成)吉川弘文館、二〇一〇年)一六三頁。

(一六) 高松市教育委員会編『屋嶋城跡II』史跡天然記念物屋島基礎調査事業 調査報告書II(高松市教育委員会、一〇〇八年)六六頁。

(一七) 田中淳也「金田城跡—二ノ城戸・南門について」『古代文化』六二一

二号、二〇一〇年)七九頁。

(一八) 佐藤信「古代史からみた鞠智城」(笛山晴生編『古代山城、鞠智城を考える』一〇〇九年東京シンポジウムの記録)山川出版社、二〇一〇年)一〇六頁。

(一九) 吉田東伍『大日本地名辞典』(富山房、一九七一年)。

(二〇) 永山修一「隼人の戦いと国郡制」(『隼人と古代日本』同成社、二〇〇九年、初出一九八九年・一九九八年・二〇〇一年)五一頁。

(二一) 文武四年(七〇〇)六月三日には、薩末比賣・久賣・波豆・衣評督衣君縣・助督衣君弓自美と肝衝難波が肥人を従え、兵を持って覇国使刑部真木等を脅かすという事件が起きている。

- (二二二) 村上幸雄「鬼ノ城—城門遺構の調査と出土土器による年代」『古代文化』六一一四号、二〇一〇年) 六〇六〇八頁。
- (二三三) 小川秀樹「豊前・御所ヶ谷山城」『古代文化』六二一二号、二〇一〇年) 二五四頁。
- (二四) 渡邊芳貴「永納山城跡」『古代文化』六二一二号、二〇一〇年) 二五五〇二五六頁。
- (二五) 鈴木拓也「軍制史からみた古代山城」『古代文化』六一一四号、二〇一〇年) 五八四頁。
- (二六) 西住欣一郎「鞠智城跡」(『木簡研究』一九号、一九九七年) 二一二頁。
- (二七) 甲元眞之「鞠智城についての一考察」『青驥』三号、二〇〇六年) 四二頁。
- (二八) 『続日本紀』文武四年六月庚辰条。
- (二九) 同、大宝二年八月丙申朔条、十月丁酉条。
- (三〇) 岡田茂弘「古代山城としての鞠智城」(笹山晴生編『古代山城、鞠智城を考える—二〇〇九年東京シンポジウムの記録』山川出版社、二〇一〇年) ○年) 五三頁。
- (三一) 『続日本紀』養老四年(七二〇)三月丙辰条。
- (三二) 養老軍防令 24 将帥出征条。
- (三三) 鶴嶋俊彦「肥後国」(古代交通研究会編『日本古代道路辞典』八木書店、二〇〇八年) 三六六頁、鶴嶋俊彦「古代官道車路と鞠智城」(鈴木靖民ほか編『古代東アジアの道路と交通』勤勉出版、二〇一一年)。
- また、高木恭一氏は、菊池川流域の横穴式石室の構造の類似性や装飾文様の共通性、石製装飾の共通性、埴輪や須恵器の流入などから六世紀以降の菊池川中流域と筑後地方との密接な関係は搖るぎないものがあ
- (三四) 熊本県教育委員会編『鞠智城跡II—(鞠智城跡第八—三二次調査報告)』(熊本県文化財調査報告第二七六集(熊本県教育委員会、二〇一二年) 第一七三集、二〇一二年) 三三頁)。
- (三五) 『日本書紀』天智九年(六七〇)二月条。
- (三六) 『類聚国史』卷一五九日分田、延暦一九年(八〇〇)十二月辛未条。
- (三七) 『日本後紀』延暦二十四年正月乙酉条。
- (三八) 笹山晴生「鞠智城と古代西海道」(笹山晴生編『古代山城、鞠智城を考える—二〇〇九年東京シンポジウムの記録』山川出版社、二〇一〇年) 二七頁。
- (三九) 鈴木拓也「文献史料からみた古代山城」(『条里制・古代都市研究』二六号、二〇一〇年) 一六頁。
- (四〇) 石松好雄「大宰府と朝鮮式山城」(中尾芳治ほか編『古代日本と朝鮮の都城』ミネルヴァ書房、二〇〇七年) 二二四〇二一五頁。
- (四一) 渡辺晃宏「平安時代の不動穀」(『史学雑誌』九二一一二、一九八九年)。
- (四二) 『類聚三代格』卷八不動々用事所収、寛平三年(八九二)八月三日太政官符。
- (四三) 武井紀子「義倉の成立とその意義」(『国史学』二〇五号、二〇一二年) 四七頁。
- (四五) 『続日本後紀』承和九年(八四二)八月丙子条。

り、それをつなぐ大動脈としての筑後—南関—山鹿—鞠智—阿蘇をつなぎ豊後へと通じる車路本路、車路豊肥支路、その南関—山鹿—鞠智—合志—肥後—八代に通じる車路本路が律令制以前から存在していたとみる。(高木恭一「菊池川流域の古墳」(『国立民俗歴史博物館研究報告』第一七三集、二〇一二年) 三三頁)。

(三四) 熊本県教育委員会編『鞠智城跡II—(鞠智城跡第八—三二次調査報告)』(熊本県文化財調査報告第二七六集(熊本県教育委員会、二〇一二年) 第一七三集、二〇一二年) 三三頁)。

(三五) 『日本書紀』天智九年(六七〇)二月条。

(三六) 『類聚国史』卷一五九日分田、延暦一九年(八〇〇)十二月辛未条。

(三七) 『日本後紀』延暦二十四年正月乙酉条。

(三八) 笹山晴生「鞠智城と古代西海道」(笹山晴生編『古代山城、鞠智城を考える—二〇〇九年東京シンポジウムの記録』山川出版社、二〇一〇年) 二七頁。

(三九) 鈴木拓也「文献史料からみた古代山城」(『条里制・古代都市研究』二六号、二〇一〇年) 一六頁。

(四〇) 石松好雄「大宰府と朝鮮式山城」(中尾芳治ほか編『古代日本と朝鮮の都城』ミネルヴァ書房、二〇〇七年) 二二四〇二一五頁。

(四一) 渡辺晃宏「平安時代の不動穀」(『史学雑誌』九二一一二、一九八九年)。

(四二) 『類聚三代格』卷八不動々用事所収、寛平三年(八九二)八月三日太政官符。

(四五)『日本三代実録』貞觀十一年(八六九)七月二日戌午条。

(四六)同、貞觀十二年十一月十三日辛酉条。

挿図出典

第1図 鞠智城パンフレット「鞠智城—鞠智城の築城とその変遷」(熊本県教育委員会)二頁

第2図 『古代山城鞠智城を考える 平成二一年度鞠智城東京シンポジウム資料』(熊本県、二〇〇九年)四一頁を改変

第3図 (上)熊本県教育委員会編『鞠智城跡II—鞠智城跡第八—三三次調査報告—』『熊本県文化財調査報告第二七六集』(熊本県教育委員会、二〇一二年)一二二頁を改変

(下)同前、五六頁

第4図 (左)基山町教育委員会編『特別史跡 基肄城跡』基山町文化財調査報告書第二集(基山町教育委員会、一九七七年)五頁

(右)基山町史編さん委員会『基山町史』上巻(基山町、二〇〇九年)
一六一頁を改変

一九七九年)四頁

第5図 (左)福岡県教育委員会編『特別史跡大野城III』(福岡県教育委員会、一九七九年)四頁

(右)下原幸裕「大野城と発掘調査成果」(『シンボジウム 阿志岐山城を語る』筑紫野市歴史博物館、二〇一三年)六頁